

町外の認可外保育施設をご利用の保護者へ

町外認可外保育施設に通う児童において、新型コロナウイルス感染防止のため、登園せず家庭保育を行った町内在住世帯に対し、保育料助成(保育施設に定額分の保育料をお支払いした世帯。ただし給食費、行事費等は除く)を行います。 ※町内認可外保育施設利用の方につきましては、施設を通して保護者に連絡します。

対象児童 南風原町に住んでおり、町外の認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く)に通う児童
※ただし、子ども・子育て支援法改正に伴い令和元年10月1日から施行された幼児教育・保育無償化の認定をされた者は除く。
※南風原町の他の補助金等との重複金額は除く

助成対象期間 令和2年8月1日～令和2年9月5日

提出書類 ①交付申請書、欠席証明書兼保育料納入済証明書、交付請求書(※)
②保護者の通帳の写し
③その他必要書類(町が新たに必要とする書類を求める場合があります。)
※①の書類は直接こども課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
※欠席証明書兼保育料納入済証明書については在園している施設にて記入し、提出して下さい。

申請期限 令和3年2月1日(月)まで ※申請期限を過ぎると受付できません。

助成額 ①助成対象期間内において登園自粛で休んだ分の保育料の日割り額分
(園からの欠席証明書兼保育料納入済証明書を添付してもらいます。)

詳しくは下記連絡先までおたずね下さい。

【問】こども課 ☎889-7028

南風原町飲食店等助成金事業を行います

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少した 飲食店・喫茶店へ10万円を助成します。

- 助成対象**
- ①中小企業者(個人事業者含む)であること。
 - ②南風原町内に飲食店又は喫茶店の店舗を有していること。
 - ③令和2年4月1日時点で、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を保健所から受けていること。(自販機・自動車営業・簡易営業を除く)
 - ④町税等に滞納がないこと。



くわしくは南風原町ホームページをご確認ください

申請期間は令和3年1月4(月)～令和3年2月26日(金)まで

【問】産業振興課 ☎889-4430

ジュニアリーダー バルーンアート研修!!

コロナで不安な毎日を元気にするために、南風原町ジュニアリーダークラブにて子ども向けバルーンアート研修を12月1日に開催しました。講師にクラウン・コトラさんをお招きし、13名がバルーンアートに取り組み、動物やクリスマスリース等の作品を作りました。

南風原町ジュニアリーダークラブでは、しっかりコロナ対策を行いながら、子ども会や学童の行事等に出張しバルーンアートや楽しいレクをすることが可能です。ご希望がある場合は下記担当へお問い合わせ下さい。



【問】中央公民館 ☎889-0568(津波古)

臨時休校・休園による 学校給食費の精算について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、臨時休校・休園となった期間については給食費をお返す必要があります。しかし、現状では感染流行が収まる様子がなく、今後も臨時休校・休園や、授業日数の確保により給食提供数が増減する可能性があることから、現時点での返金が困難となっております。そのため、差額分の精算については、今年度の給食提供数が確定した後に行いますので、引き続き、年度末までお手元の納付書で納付をお願いいたします。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



【問】学校給食共同調理場(給食センター) ☎889-3691

南風原町プレミアム付商品券

「はえるん商品券(第2弾)」 使い忘れなく!

利用期間 2月15日(月)まで

※利用期間終了後は、商品券は無効となります。

【問】●事務局(町商工会) ☎888-4477
●産業振興課 ☎889-4430

南風原ファミリーマラソン開催中!

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、毎年行われていた「新春マラソン大会」の中止を決定いたしました。健康増進のためにも各自で企画・実行する「南風原ファミリーマラソン」を開催いたします。

家族・友人・恋人など各自感染防止に配慮しながら、ステキなマラソン・ウォークを楽しみましょう! オススメのコース・完走証・完歩証は町ホームページに掲載していますのでダウンロードしてお使いください。

取組例

家族で新春ウォーク!

自宅から学校までの3キロを家族で楽しくウォーキング! 無事完歩できたら、お父さんから完歩証を授与◆◆

チームで新春マラソン!

チームの初練習を走り初めで! 上位入賞者には賞品もあり!?

【問】教育総務課 ☎889-2620 ✉H8892620@town.haebaru.lg.jp

募集

みなさんが考えたコースや、南風原ファミリーマラソンの楽しい写真を大募集! メールにご応募ください。いただいた内容は、後日ホームページ等でご紹介させていただきます!

コロナ禍で不安をお持ちではありませんか?
悩みを抱えず、ぜひご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により 介護保険料の納付が困難な方へ

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料について、減免や徴収猶予ができる場合があります。

◆介護保険料の減免について

対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、同一世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等が令和元年の3割以上の減少が見込まれ、その減少する事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である場合

◆介護保険料の徴収猶予について

対象となる方: 新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となられた方

◆申請方法について

申請内容やその状況により提出書類が異なりますので、下記お問い合わせ先までお電話等でご相談ください。

【問】●沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎098-911-7503
●保健福祉課 高齢者福祉班 ☎098-889-4416

ご存じですか? 成年後見制度

◆成年後見制度とは?

認知症、知的障がいもしくは精神障がい等で、判断能力が十分でない方の権利を法的に守る制度です。

◆どうやって守るの?

家庭裁判所が選任(選任任命)した後見人が本人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活をお手伝いします。

◆後見人の役割は?

財産管理や福祉サービスの利用、入院や施設などの契約をお手伝いします(後見人の権限が及ばない行為もあります)。

◆成年後見制度の申立ができるひとは?

本人、配偶者、四親等以内の親族が家庭裁判所で申立(手続き)を行う事ができます。

後見人等が必要だが身寄りのない方、親族と音信不通の状況等にある方に対して南風原町では成年後見制度利用支援事業を行っています。

【問】●保健福祉課 地域包括支援センター ☎889-3534
●障がい者福祉班 ☎889-4416